

総合部会の運営・調査審議方針等について

今後の調査審議の進め方について

令和3年6月9日
沖縄県振興審議会
申し合わせ

1 調査審議の基本方針について

沖縄県においては、本土復帰50年の節目の年から始まる「新たな振興計画（素案）」（以下「諮問事項」という。）が取りまとめられ、今般、本審議会へ諮問がなされたところである。

本審議会においては、諮問事項について、以下のとおり調査審議を進めることとするほか、正副部会長合同会議において、部会における調査審議方針を協議決定することとする。

2 審議会の組織及び運営について

本審議会は、委員全員で構成される審議会と、専門委員等で構成される9つの部会、各部会の正副部会長で構成される正副部会長合同会議からなっている（規則3条、規則10条1項、運営要綱2条1項、運営要綱3条の2第1項・第2項）。

審議会は、会長が招集し、県知事からの依頼や諮問を受けて調査審議等を行い、その結果を知事に建議・答申する（規則2条）。

部会は、部会長が招集し、審議会の付託を受けて、それぞれの所掌事務に関する専門的な事項についての調査審議を行い、その結果を審議会に報告する（規則10条1項、運営要綱2条2項）【別紙1-1、別紙1-2参照】。また、必要があるときは、他の部会や専門委員と合同で調査審議を行うことができる（規則10条2項）。

正副部会長合同会議は、総合部会長が招集し、各部会における調査審議に係る基本的事項、部会間の意見の調整及び審議会への報告事項に関して協議する（運営要綱3条の2）。

委員及び専門委員は部会長の許可の下、部会に出席して意見を述べることができるとともに、部会長に対して意見書を提出することができる（運営要綱4条）【別紙2、別紙3】。

3 審議会のスケジュールについて

審議会は、令和3年6月9日に知事から諮問を受けたのち、概ね7月から9月までの間に部会を4回程度開催し、10月を目途に正副部会長合同会議への報告を経て、審議会へ中間報告を行う。

その後、11月までの間に部会を1回程度開催し、12月を目途に正副部会長合同会議での調整を経て、審議会の会議を開き、知事への答申を行うこととする。

沖縄県振興審議会部会における調査審議方針について

令和3年6月9日
沖縄県振興審議会
正副部会長合同会議申し合わせ

1 目的

この方針は、令和3年6月9日付け沖縄県諮問企第1号で沖縄県振興審議会（以下「審議会」という。）に諮問された「新たな振興計画（素案）」（以下「諮問事項」という。）について、沖縄県振興審議会運営要綱に基づき、審議会に設置された部会における調査審議を効率的かつ効果的に進めるため、必要な事項を申し合わせるものである。

正副部会長にあつては、この方針に則り、部会における調査審議を行うものとする。

2 会議の開催及び結果の報告等

- (1) 部会の会議は、5回程度開催するものとする。ただし、調査審議の進捗に応じて、各部会において適宜開催回数を調整することとする。
- (2) 部会の会議は、概ね7月から9月までの間に4回程度開催することとし、10月の審議会への中間報告に向け調査審議の結果を取りまとめる。その後、11月までに部会を1回程度開催し、部会における調査審議の結果をとりまとめる。
- (3) 部会における調査審議の結果については、各部会長が審議会の会議前に開催する正副部会長合同会議において報告する。
- (4) 正副部会長合同会議において、各部会長の報告をふまえ、諮問事項に対する答申案を協議決定し、審議会会長に提出する。
- (5) 諮問事項に対する答申案は、総合部会長が審議会の会議において説明する。
- (6) 県ホームページにおいて会議の開催及び会議資料を掲載する。

3 会議の議事

(1) 議題（検討テーマ）について

各部会長は、会議を開催しようとするときは、あらかじめ議題（検討テーマ）を選定し、通知する。

(2) 開催通知について

各部会長は、少なくとも会議開催の2週間前までに当該部会の委員及び専門委員に対して開催を通知するものとする。自部会に属しない委員及び

専門委員に対しては、県ホームページへの掲載により対応するものとする。

(3) 部会審議の観点について

部会審議においては、次に掲げる観点に留意するものとする。

(ア) 新たな振興計画（素案）における部会ごとに所掌する基本的課題、基本施策、圏域別展開などの方向性

(イ) 関連体系図（案）に係る基本施策ごとに設定された主要指標及び施策ごとに設定された成果指標の妥当性や主な指標の目標値の水準など

(4) 意見書の提出及び部会出席申請について

委員及び専門委員が意見書（別紙2-1、別紙2-3又は別紙2-5）を提出しようとする場合には、会議開催の1週間前までに、各部会担当部（課）（別紙1-2）を通じて部会長に提出することとする。

また、部会に属しない委員及び専門委員が部会に出席して意見を述べようとするときは、会議開催の1週間前までに、出席許可申請書（別紙3）を各部会担当部（課）を通じて部会長に提出することとする。

(5) 部会における調査審議結果のとりまとめについて

部会における調査審議では、諮問事項のうち各部会の所掌事務に係る部分について、該当箇所を明らかにした修正意見、主要指標及び成果指標等についての意見及び委員からの自由意見をとりまとめ、部会における調査審議の結果とする。

4 議事録及び議事要旨

(1) 各部会においては、会議終了後、2週間以内を目途に議事録及び議事要旨を作成する（別紙4）。

(2) 議事録は、委員又は専門委員の発言の要旨とし、部会長及び出席者の確認を経たうえで取りまとめる。

(3) 議事要旨は、議事録を基礎として部会の所掌事務に沿って委員又は専門委員の意見要旨を整理したうえで、諮問事項に対する意見及び課題の提起等についてまとめる。

(4) 部会に所属しない委員又は専門委員は、各部会の議事録及び議事要旨の提供を希望することができるものとする。

(5) 議事録及び議事要旨は、県ホームページにおいて公開するものとする。

部会の所掌事務及び部会担当部（課）について

部会名	所掌事務	担当部
総合部会	基本方針、経済社会、財政、土地利用、米軍基地問題、跡地利用、県民生活等に関すること	企画部（企画調整課）
産業振興部会	情報通信関連産業、商工業、科学技術、産業人材育成（他部会の所掌に属するものを除く。）、雇用、エネルギー等に関すること	商工労働部（産業政策課）
文化観光 スポーツ部会	観光・リゾート産業、文化、スポーツ、交流等に関すること	文化観光スポーツ部 （観光政策課）
農林水産業 部会	農林水産業等に関すること	農林水産部（農林水産総務課）
離島過疎地域 振興部会	離島過疎地域の振興、定住条件の整備等に関すること	企画部（地域・離島課）
環境部会	公害防止、廃棄物対策、環境保全、自然景観の保全等に関すること	環境部（環境政策課）
福祉保健部会	社会福祉、保健衛生、医療、安全・安心等に関すること	子ども生活福祉部（福祉政策課） 保健医療部（保健医療総務課）
学術・人づくり 部会	教育・人材育成、歴史、学術等に関すること	企画部（企画調整課） 教育庁（総務課） 総務部（総務私学課）
基盤整備部会	県土構造、都市整備、交通体系（基盤・ネットワーク・コスト）、情報通信体系（基盤・ネットワーク・コスト）、水資源、災害、景観形成・風景づくり等に関すること	土木建築部（土木総務課） 企画部（交通政策課） 企画部（情報基盤整備課）

部会担当部（課）の連絡先について

部 会 名	担 当 部	担 当 課	電 話	F A X	メー ル
総合部会	企画部	企画調整課	098-866-2026	098-866-2351	aa010006@pref.okinawa.lg.jp
産業振興部会	商工労働部	産業政策課	098-866-2330	098-866-2440	sangyoubukai2021@pref.okinawa.lg.jp
文化観光スポーツ部会	文化観光スポーツ部	観光政策課	098-866-2763	098-866-2767	aa081100@pref.okinawa.lg.jp
農林水産部会	農林水産部	農林水産総務課	098-866-2254	098-866-2265	aa040002@pref.okinawa.lg.jp
離島過疎地域振興部会	企画部	地域・離島課	098-866-2370	098-866-2068	aa017035@pref.okinawa.lg.jp
環境部会	環境部	環境政策課	098-866-2183	098-866-2308	aa025003@pref.okinawa.lg.jp
福祉保健部会	子ども生活福祉部	福祉政策課	098-866-2164	098-866-2569	aa030100@pref.okinawa.lg.jp
	保健医療部	保健医療総務課	098-866-2169	098-866-2638	aa023001@pref.okinawa.lg.jp
学術・人づくり部会	企画部	企画調整課	098-866-2026	098-866-2351	aa010006@pref.okinawa.lg.jp
	教育庁	総務課	098-866-2705	098-866-2710	ab310000@pref.okinawa.lg.jp
	総務部	総務私学課	098-866-2074	098-866-2079	aa002003@pref.okinawa.lg.jp
基盤整備部会	土木建築部	土木総務課	098-866-2384	098-866-2399	aa060003@pref.okinawa.lg.jp
	企画部	交通政策課	098-866-2045	098-866-2448	aa015500@pref.okinawa.lg.jp
		情報基盤整備課	098-866-2036	098-867-2998	xx013005@pref.okinawa.lg.jp

(別紙 2)

新たな振興計画(素案)及び関連体系図(案)に対する意見書

(別紙2-1) 新たな振興計画(素案)の修正文案用

- … 委員及び専門委員が各部会へ提出する新たな振興計画(素案)に対する意見書

(別紙2-2) 新たな振興計画(素案)の修正文案用

- … 意見書(別紙2-1)に対応する部会案

(別紙2-3) 関連体系図(案)の修正文案用

- … 委員及び専門委員が各部会へ提出する関連体系図(案)に対する意見書

(別紙2-4) 関連体系図(案)の修正文案用

- … 意見書(別紙2-3)に対応する部会案

(別紙2-5) 自由意見書

- … 意見書(別紙2-1及び別紙2-3)に含まれない内容を記載。
原則、箇条書きで要点を表記。

意見書様式（修正文書用）
（新たな振興計画（素案）に対する意見）

（別紙 2-1）

提出先の部会：

氏名：

委員 ・ 専門委員

所属部会名： 部会

章	(素案) 頁	行	本文	意見（修正文書等）	理由等

※様式のデータはあらかじめメールでご案内しておりますが、県ホームページへも掲載しています。
 ※意見については、郵送、FAX又はメールにて、各回の会議開催1週間前までに、提出先の部会担当者あてに提出願います。
 〆切を過ぎてしまいますと、翌々回の会議における対応となりますので、あらかじめご了承ください。

意見書様式（修正文案用）
（新たな振興計画（素案）に対する意見）

部会名：

番号	章	頁	行	新たな振興計画(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果(案)

意見書様式（修正案用）
（関連体系図(案)に対する意見）

提出先の部会：

氏名：

委員 ・ 専門委員

所属部会名： 部会

① 主要指標				
基本施策番号	指標名	指標(案)	目標値	理由等

② 成果指標				
施策番号	指標名	指標(案)	目標値	理由等

意見書様式(修正案用)
(関連体系図(案)に対する意見)

部会名: _____

① 主要指標					
基本施策番号	指標名	指標(案)	目標値	理由等	審議結果(案)

② 成果指標					
施策番号	指標名	指標(案)	目標値	理由等	審議結果(案)

(別紙 2-5)

新たな振興計画(素案)に対する意見書

令和3年 ○月
沖縄県振興審議会 ○○部会 (または、委員個人名)

※ 様式自由

※ 原則、要点を箇条書きで記載

別紙 4

令和〇〇年度 沖縄県振興審議会
第〇回〇〇部会議事録

1 日 時 令和〇年〇月〇日 (〇) 〇 : 〇 ~ 〇 : 〇

2 場 所 〇〇〇〇 (〇階 〇〇の間)

3 出席者

【部会委員】

部会長	〇〇	〇〇	琉球大学〇〇部	教授
	〇〇	〇〇	琉球大学〇〇部	教授
	〇〇	〇〇	株式会社〇〇代表取締役社長	
	
(欠席)	〇〇	〇〇	〇〇大学〇〇部	〇〇

【事務局等】

〇〇部 : 〇〇部長、〇〇統括監、〇〇課長、.....
〇〇部 : 〇〇〇〇、〇〇〇〇、.....

4 議 事

【〇〇〇部会長】 あいさつ

【事務局 (〇〇部長)】 「〇〇の現状と課題」について説明

【〇〇専門委員】

○

○

【〇〇専門委員】

○

【事務局 (〇〇部長)】

○

以 上

令和〇〇年度 沖縄県振興審議会
第〇回〇〇部会議事要旨

令和〇年〇月〇日（〇）〇：〇～〇：〇

議題【〇〇〇〇】について

-
-
-

議題【〇〇〇〇】について

-
-
-

議題【〇〇〇〇】について

-
-
-

その他

-
-
-

以 上